

大日本体育会の組織機構と事業について

— 特に都道府県支部を中心に —

中 村 祐 司*

Organizations and Services of the National Physical Training Association

— Mainly Concerning Prefectural Branch Offices —

Yuji Nakamura*

はじめに

本報告では大日本体育会(1942年4月8日発足、以下体育会と略)の組織機構及び事業について、特にその道府県支部の設置に関する資料を中心に提示する。

満州事変以後終戦までの日本の「国民体育」行政¹⁾は、他の行政領域と同様に侵略戦争を目的とした軍部・官僚一体の国民統合政策の中に位置付けることができる。戦場における兵士の体力のみならず、婦女子²⁾をも含む「銃後」国民の体力をも重要視した軍部にとって、国民の体力強化を図ることは侵略戦争の遂行にとって第一義的な課題であった。当時の厚生省や文部省の「国民体育」行政の担当者や体育・スポーツ関係者はこうした軍部の要請・圧力に屈したと同時に、自らも先頭に立って「国策としての体育」強化の旗振り役を務めたと言える。「国が大東亜の盟主として大きな重荷を担う以上、体育運動がひとり置き去りにされてよいものではなく、反ってまっ先におどり出なければならない³⁾」という記述の中に当時の体育・スポーツ関係者の姿勢が端的に現れている。

「国民体育」が日本ファシズムの軍事的・官僚的な統治体制に組込まれていった過程は、同時に「国民体育」が「錬成」(錬磨育成)に代表される

国民動員・国民統合に向けた概念装置に組込まれていった過程でもあった。「錬成」は「総力戦が要求する高度の軍事力、労働力を支える身体的・科学技術的能力の育成⁴⁾と天皇を頂点とする「国体や日本精神を核とする道徳⁵⁾とを結び付ける概念装置として働き、この錬成体制を立脚点にして「<私>の絶対的否定⁶⁾」、「私生活の<公>=国家への全面解消⁷⁾」、「<減私奉公>原理⁸⁾の全国民への浸透が図られたのである。

体育会の設立により厚生・文部両省に分かれていた体育行政の一元化が図られたことは、以上のような錬成体制の機構的確立に向けた一つの帰結として捉えることができる。体育会は戦時下(ここでは太平洋戦争下)の「国民体育」を検証・考察する上で無視できない存在であり、研究の起点においてその組織機構や事業内容を整理し、資料として提示しておくことは無意味ではないと考えられる。その中でも特に、国→都道府県→市町村→町内会レベルへの「国民体育」施策の浸透については当時の国家主導の「国民体育」を構造化するためには不可欠の問題設定と考えられるし、地域における実証的研究にもつながるものである。その意味で本報告では「支部規程」、「支部規則例」、「支部設置に関する注意事項」、「支部組織についての地域別会議」といった体育会道府県支部の設

*スポーツ科学科

* Department of Sports Sciences

置をめぐる関係資料を中心に、その他にも組織機構について「基本要綱」、「事務局規程」、「専門委員会規程」を、事業について「昭和17年度事業並経過報告」、「昭和18年度事業方針」、「昭和19年度事業綱領」を提示する。

1. 「国民体育総合団体基本要綱」等

「国民体育総合団体基本要綱」

体育会の基本的な性格は1942年3月13日の閣議で決定された「国民体育総合団体基本要綱」に示されている。体育会は「体育を振興して国民体力の向上を図り以て皇国民の錬成に資する」⁹⁾ことを目的とし、そのために厚生・文部両省の共管の下に野球、水泳、陸上その他全国的な30余りの各種体育団体が各部（錬成部もしくは競技部）として包摂・総合一元化された。部会には部会長、部会副会長、部会理事などが置かれた。¹⁰⁾会長は首相、副会長は両省大臣と民間1名の3名で、文部省系列の学徒体育振興会は体育会の内部組織となった。その他、道府県及び侵略地に支部を設置すること、在郷軍人会・大日本産業報国会・大日本青少年団等との協力を図ることが規定された。

体育団体（参加団体）の機構、予算、事業計画、主要人事については体育会が統制権を有し、参加団体支部と体育会支部との関係や厚生・文部両省の主管問題にも注意が払われた。¹¹⁾

「大日本体育会事務局規程」¹²⁾ (1942年9月22日)

体育会事務局における総務部、健民部、錬成部の事務管掌をまとめれば図1のように示される。人員構成は事務局長1名、部長3名、副部長4名、主事5名、書記10名、書記補15名、雇員若干名とされた。

「大日本体育会専門委員会規程」¹³⁾ (1942年11月10日)

表1に示したように体育会には企画、組織、科学、文化の4委員会が設置された。なお、各委員会に分科会を設置することも認められた。

2. 大日本体育会道府県支部

「大日本体育会支部規程」¹⁴⁾ (1942年7月21日)

道府県支部は体育会会長の指揮監督を受けると同時に、当該道府県における都市町村支部の指揮監督を行い(第2条)、体育会会長の承認を受けて道府県支部規則を制定する(第3条)こととされた。人事構成は支部長(=道府県知事)、副支部長(1名は道府県学務部長)、理事長(道府県学務部長)、理事(常務理事は主に道府県関係課長)、評議員、監事、幹事(常務幹事は主に道府県体育運動主事)、部員などから成り(第4条、第5条)、ここでも支部長の判断で専門委員会の設置(第9条)が認められた。

道府県支部の経費は、1)体育会からの交付金、2)道府県または公共団体からの補助金、3)事業収入、4)寄付金で充当され(第12条)、毎年6月末までに当該年度の歳入歳出予算書及び事業計画、前年度の歳入歳出決算書及び事業報告書、役員名簿を体育会本部に提出すること(第13条)が義務付けられた。

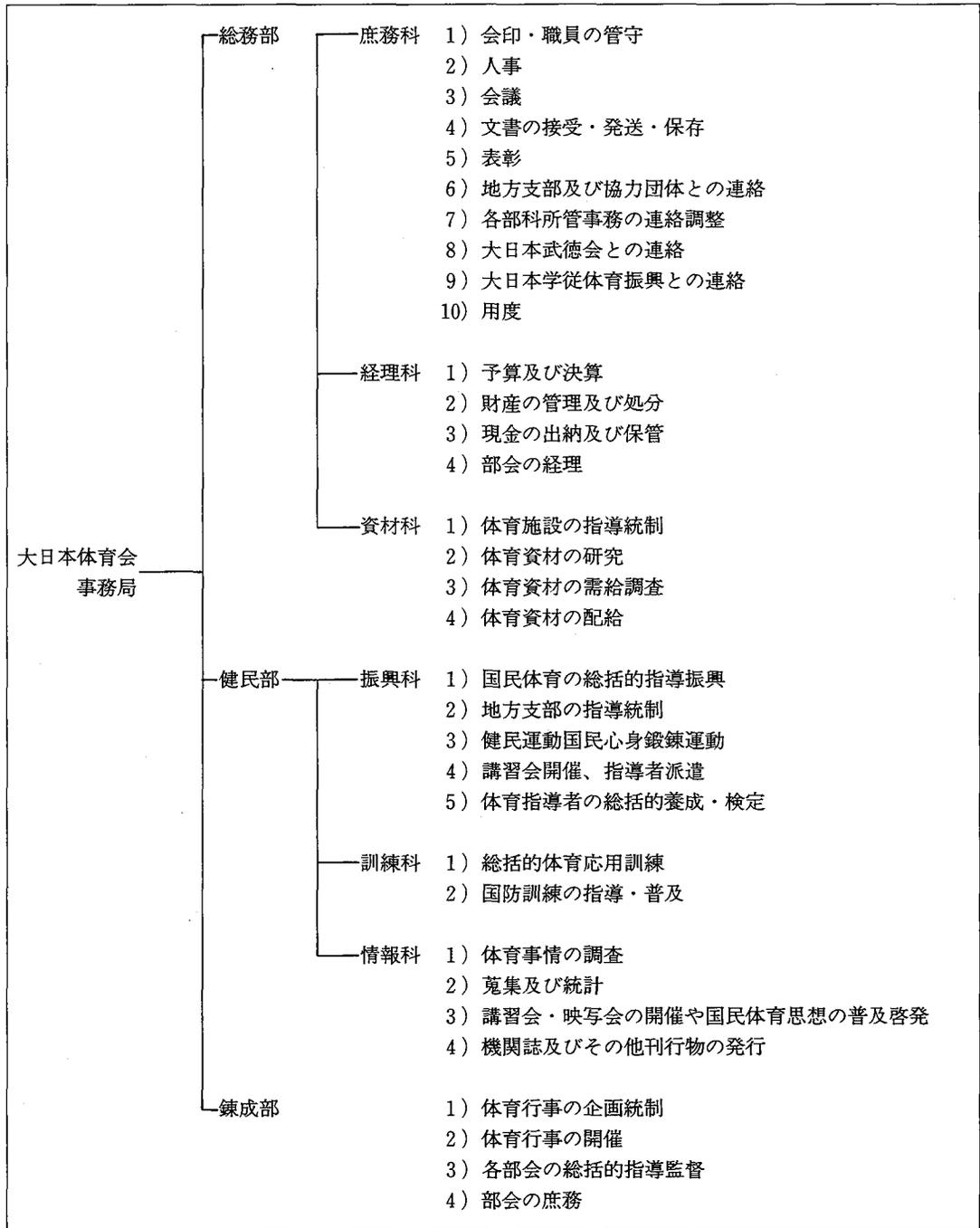
当該道府県における体育団体を道府県支部とすることも認められた(第14条)。都市町村支部は体育会本部の支部として位置付けられた(第15条)。朝鮮、台湾、樺太、南洋地域といった侵略地にも「外地支部」を設置することが規定された(第16条)。

さらに、複数の道府県からなる地域における連絡役に従事する道府県支部(第18条)や支部連合(第19条)の設置も認められたのである。

「大日本体育会何道府県支部規則例」¹⁵⁾ (1942年7月21日)

この規則例は道府県が支部を設置する際の手引き書となった。名称(第1条)、事務所(第2条)、目的(第3条)について記載内容が例示された後、道府県支部の事業内容について、第4条で以下の10項目にわたって挙げられている。すなわち、

- 1) 道府県内における国民体力向上に関する方策の調査研究、
- 2) 政府の実施する国民体力向上に関する諸施策に対する協力、
- 3) 国民体育思想の宣伝啓発、
- 4) 国民体育の指導奨励
- 5) 国民体育地方指導者の養成、



資料：「財団法人 大日本体育会事務局規程」（『体育日本』第20巻第10号、109頁－110頁）より作成。

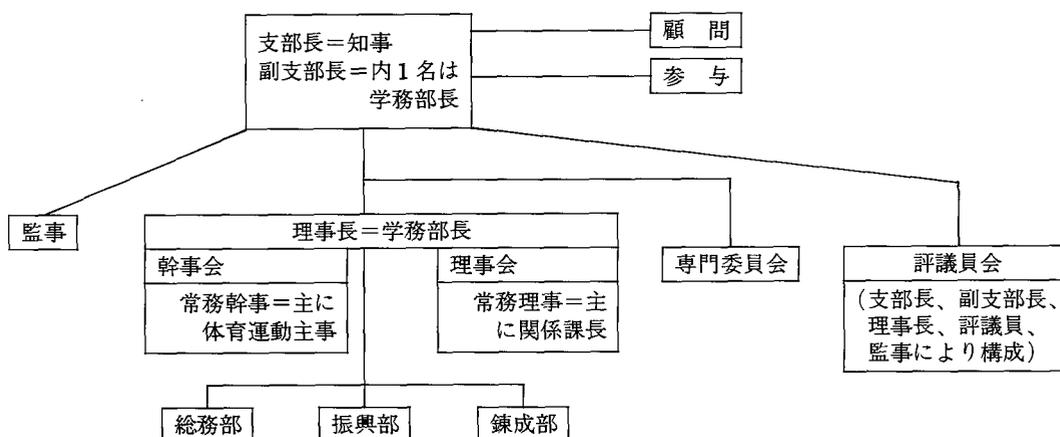
図1 大日本体育会事務局の所掌事項

大日本体育会の組織機構と事業について

表1 大日本体育会専門委員会

委員会の名称	事業内容
企画委員会	大日本体育会の機構の整備事業の企画、国民体力錬成に関する基本方策等の企画審議
組織委員会	職域別・地域別・性別等の体育の振興、関係団体の指導・連絡
科学委員会	体育に関する医事、施設、技術等の科学的事項の調査・研究
文化委員会	体育に関する教育、美術、文藝、報道等の文化的事項の調査・研究

資料：「財団法人 大日本体育会専門委員会規程」（『体育日本』第20巻第10号、111頁）より作成。



資料：「財団法人 大日本体育会何道府県支部規則例」（『体育日本』第20巻第8号、79頁）の図に加筆・修正。

図2 大日本体育会道府県支部組織図

- 6) 健民運動の実施,
 - 7) 体育大会、講習会等体育に関する各種行事の実施,
 - 8) 体育地方実践団体並びにその事業の統制及び指導,
 - 9) 体育に関する資材の研究調査及び需給斡旋,
 - 10) 道府県下における大日本体育会市町村支部の指導監督及び助成,
- である。

図2の道府県支部組織図を見ても分かるように、支部においては総務、振興、錬成の3部が設置された（第23条）。

「道府県支部設置に関する注意事項」¹⁶⁾

まず、道府県支部の基本的性格として、道府県下の唯一の体育総合団体であることと、道府県下の外郭団体であることが指摘された。事業についても先の「支部規程」や「支部規則例」よりもさ

らに踏み込んで、道府県支部は「中央と第一線(市町村支部)との中間機関」(かっこ内筆者)であること、市町村支部は「大日本体育会の最下部組織」であること、道府県支部と市町村支部の事業とは「自ら相異なるべきであって互いに協力すべく互いに同種事業を企て競合するが如きは厳に戒むべき」であることが明記された。

支部の構成についてもこの「注意事項」では具体的に以下の4点にわたって記載された。すなわち、

- 1) 在郷軍人会、大政翼賛会、青少年団、翼賛壮年団、婦人会、産業報国会、商業報国会といった「各協力団」の各支部との緊密な連携に加えて、各協力団体の体育関係の役職員を道府県支部の総務部委員に委嘱すること、
- 2) 道府県支部振興部は市町村代表者を委員として加える外、道府県支部に「市町村錬成

委員連絡委員会」を設置すること、

- 3) 道府県内の各種体育運動統轄団体については道府県支部に包摂することで解消させ、錬成部各班として取り扱うこと、
- 4) 郡市町村支部の設置は道府県支部長の判断によるが、郡支部を設置する際にはその区域を地方事務所の管轄区域と合わせることに適当であること、

である。

財務の歳入については「道府県補助金を主とし次に本部補助金、事業収入、寄付金等に依ることとし会費類の徴収は努めて避けねばならぬ」とされた。さらに、なるべく速やかに道府県支部規則案及び支部役員予定表を体育会会長に提出し、承認を受けた後、速やかに結成式を挙行することとされた。

「支部組織についての地域別会議」¹⁷⁾

1943年1月末に厚生省、文部省、体育会の三者により、体育会の「支部組織についての地域別会議」が全国を3地域に分けて開催された（東京会議1月27日、大阪会議1月29日、福岡会議1月31日）。例えば、東京会議には体育会の副会長、名誉副会長、常務理事（厚生省人口局長）、幹事3名（各々厚生省鍛錬課長、厚生事務官、文部省体育局振興課長）、理事長、厚生・文部両省の体育官が出席した。府県の出席者は50名余りでその内訳は「学校教育、体力等の体育主管課長、体育事務担当の地方事務官及び体育団体の事務者」であった。

まず、「支部設置に関する事項」¹⁸⁾として財務（例えば体育会への国庫補助40万円のうち12万円を道府県支部に交付予定、一道府県当たり2,500円）等

表2 大日本体育会都道府県支部設立に関する質疑応答

都道府県による質疑応答	大日本体育会の応答内容
武徳会支部の事務はどこで行うのか？	都府県の警察部か内政部。透牒「厚生行政に関する都府県庁の分課の件」（1942年12月26日）を参照せよ。
学徒体育振興会、武徳会、体育会の関係は？	学体振は体育会の内部組織でもあり武徳会の内部組織でもある。三者が地方において一本建となることが理想。
体育会、武徳会、学体振の一本建ての具体策は？	「健民会」、「健民錬成報国会」、「連携委員会」のいずれかを設置して統制を図るのがよい。明治神宮大会地方予選会もこの統制会でやるようにする。
郡市区町村支部の必要性和組織化の具対策は？	国民錬成の実践組織として必要性極めて高い。指導組織としての行政と実践組織としての町内会・隣組・産報・青少年団組織。後者に健民部を設置。埼玉県蕨町の例。
支部の錬成部班について？	班の改廃は慎重に。原則として体育会本部に存在する部会については地方でも設置するように。
従来の加盟団体や会員は？	加盟形式や会員制度を中止。しかし、クラブ又はチーム名・代表者・性別員数・施設状況（コート数等）を支部班を通じて支部本部（総務部、錬成部等）に登録しておくように。
分担金、加盟金、会費等の徴収は？	1943年度以降の徴収は認めず。
支部班の経費の充当は？	全て本部・道府県からの補助金か、産報、教育会、青少年団等の分担金や有志の寄付金賛助金等によって支給。班費は徴収認めず。大会の入場料等の徴収は場合によって支部単位で許可。
神宮大会や体力章検定の主催は？	主催は厚生省。体育会は施行上の事務を担当。
体育用品の配給方法は？	体育会で行う予定。支部班で実施者の数等を調査されたし。
体育会支部への寄付者の取扱いは？	賛助員、名誉賛助員などを設定せよ。
府県体育協会を支部にしてよいか？	却ってそれがよい場合あり。規約中への支部及び支部役員の要

資料：吉田清「支部組織を完成させよ—支部組織についての地域別会議—」（『体育日本』第21巻第3号、12頁—14頁）より作成。

について説明され、次に、「設立の手續に関する事項」として、この年の2月中には設立を全国的に完了したい旨が伝えられた。その後質疑応答に入り、支部設立をめぐる表2のような道府県と中央とのやりとりがなされた。この年の3月末までに東京都と富山県を除く全ての道府県で支部が結成された。¹⁹⁾

3. 大日本体育会の事業

「昭和17年度事業並経過報告」²⁰⁾

1942年度における体育会の事業は以下のようにまとめられる。すなわち、

- 1) 組織機構の整備（「基本要綱」・「事務局規程」・「支部規程」などの策定）、
- 2) 企画委員会による「国民体力錬成要綱」の策定検討、
- 3) 健民運動に対する協力（7月21日～8月20日の「夏季心身鍛錬」、10月29日～11月3日の「秋季国民錬成」、1月21日～2月4日の「耐寒心身鍛錬」）、
- 4) 第13回明治神宮国民錬成大会に協力（庶務部及び第二演練部の事務分担等）、
- 5) 政府主催の各種体育指導者修練会に協力、
- 6) 機関誌、図書の発行（「体育日本」や「体育年報」など）、
- 7) 国民体育指導者資格検定制度の策定（1943年度より実施）、
- 8) 各種体育錬成講習会の開催及び指導（「総合戦技講習会」や「体力章検定種目講習会」など）、
- 9) 体育功労者の表彰（「全国優良団体」及び「優良鍛錬会」235団体）、
- 10) 主要体育大会の主催（種目別競技大会）、
- 11) 各種体育大会の指導（大会における管理、儀礼、訓練等に関する方式を策定）、
- 12) 国民体力増強運動の実施（第一次・第二次国民総合基本体力増強運動の実施）、
- 13) 「満州建国十周年慶祝競技大会」に対する協力（「選士」選考・強化、代表団の編成、指導等）、
- 14) 上記大会と「日満交流武道大会」に体育指導者代表団を派遣、
- 15) 体育資材の統制、需給調査・斡旋（「日本体育

用品統制競技会」・「資材施設連絡委員会」の設置）、

- 16) 体力科学研究機関の整備（体育会内に体育医事部を設置）、
- 17) 地方支部の設立及び事業助成、
- 18) 役員会の開催（理事会12回、評議員会2回、幹事会7回）、
- 19) 諸規程の制定（「部会規程」、「支部規程」、「支部規則例」、「専門委員会規程」、「事務局規程」）、

である。

「昭和18年度事業方針」²¹⁾

この中で体育会は1943年度において「中央地方の機構を整備するは勿論、国民体力増強の喫緊性に関し全国民特に各種国民組織の関心を喚起し之が積極的協力を得るに努め」としている。事業方針として、

- 1) 道府県における指導組織の確立に加えて、各種（体操、行軍、体力章検定種目、水泳、スキー等）の指導者講習会を全国的に開催し、新たに国民体育指導者資格検定制度を実施する、
 - 2) 勤労生活と体育の関係に関する認識を広め、「保健的厚生の体育の実践」を奨励・指導する、
 - 3) 「戦技訓練」（「戦技」としての水泳、行軍、スキー、陸上競技）を奨励実施する、
 - 4) 輸送力の困難、交通制限の実情から中央における「選士権大会」等は実施せず、地方における各種錬成会に重点を置く、
 - 5) 政府の「健民修練所」の施策に協力する、
- の5点が挙げられた。

「昭和19年度事業綱領」²²⁾

以下の4点が提示された。

- 1) 男女年齢別に関わらず、全国民を対象にその体力水準を向上させる、
- 2) 壮丁の「体力錬成」を実施し、団体的・精神的適格性を確保させる、
- 3) 工業、農業その他の職域において勤労者の体力向上を図る、

4) 「健民修練」や「弱者体育」の方法に関し科学的研究を行う。

おわりに

本報告では戦時下の「国民体育」を2つの枠組み—日本ファシズムの軍部・官僚一体の国民統合政策と「錬成」という統治概念—において位置付けた上で、特に体育会道府県支部を中心に組織機構や事業についての関係資料を提示した。

1では「基本要綱」により首相を頂点とする厚生・文部両省共管の下に体育会が設立され従来の体育団体が体育会の下部組織として統合されたこと、事務局（総務部・健民部・錬成部）の所掌事項（「事務局規程」）、企画・組織・科学・文化といった専門委員会の事業内容（「専門委員会規程」）を提示した。ここでは国家による侵略政策に歩調を合わせつつ、「国民体育」の側面からその領域拡大を志向する体育会の発足当初の意気込んだ姿勢が示されている。

2では体育会道府県支部に焦点を当て、支部の性格・人事構成・経費・「外地」支部・支部連合（「支部規程」）、事業内容（「支部規則例」）、協力団体との連携「市町村錬成連絡委員会」や錬成部各班の設置等（「支部設置に関する注意事項」）、支部結成式次第や設置をめぐる質疑応答（「支部設置に関する注意事項」）を提示した。

支部の性格や人事構成について特徴的なのは、道府県の知事を支部長に任命することで体育会本部と支部・道府県との上下下達関係をより強固なものにすると同時に支部と道府県の一体性を確保しようとしたことである。この一体性は経費について支部が体育会本部及び道府県からの補助金に頼らざるを得ないことでさらに強められたことになる。また、広域的組織の存在としての「外地」支部や連合の設置は、体育会本部（国）と支部（道府県）との直線的な関係を変容させる可能性を含んでいたと言える。

「規則例」に示された道府県支部の事業内容は広範囲にわたって規定され、「注意事項」では「中央と第一線との中間機関」として市町村支部との協力について留意された。さらに大政翼賛会等との協力が不可欠だとされた点で、厚生・文部両省

と体育会の事業内容を追うのみでは当時の「国民体育」の実際を把握できないことが分かる。

「地域別会議」における道府県支部設立に関する質疑応答を見ると支部の設置を焦る体育会とそれを受けた道府県側のいくつかの混乱が指摘できる。また、東京会議の出席者から厚生省—文部省—体育会の人事構成の「官民一体性」が伺われる。

3では1942年度から1944年度の体育会の事業について得られた資料の範囲で提示した。1943年度の「事業方針」で特徴的なのは「戦技訓練」がより重要視されたことと、中央の大会を中止したことである。後者は国民の全年齢段階と生活領域への浸透を意図した国家主導による「国民体育錬成」の体制が崩壊段階に入ったことを意味しており、以後、体育会はあたかも発足当初の目的とは矛盾するような方向、すなわち、「<健兵健民>の中核体として全国民の体育錬成」²³⁾を行うという目的を自ら矮小化させざるを得なくなるのである。

本報告では体育会の組織機構をめぐる「規程」を中心に関係資料を提示した。市町村さらには町内会レベルの実際の「国民体育」の状況、1942年5月以来展開された健民運動、町内会・職域における「健民部」・「健民会」の設置、1942年9月8日制定の「国民錬成基本要綱」、「錬成委員」や「国民錬成指導要綱」、新聞社による「国民体育」事業、大日本体育協会との組織機構・事業をめぐる比較、厚生省（人口局）・文部省（体育局）の「国民体育」施策との関連、当時の経済・社会状況の統計的把握、体育会組織機構の戦後への連続性など、今後の検討課題としておきたい。

註

- 1) 厚生省体力局の施策を中心にした当時の「国民体育」行政については、拙稿「戦時下の<国民体育>行政」（『早稲田大学人間科学研究』第5巻第1号、123頁—139頁）。なお、本報告における引用については現代かなづかいに改めた。
- 2) 当時の女性を対象にした「国民体育」施策については、拙稿「戦時下の女子体力章検定」（『女性スポーツ研究』第4号、1頁—9頁）。
- 3) 大日本体育会「編集後記」（『体育日本』第20巻第2号、96頁）。
- 4) 寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育』東京大学出版会、1987年、8頁）。
- 5) 同。

大日本体育会の組織機構と事業について

- 6) 同9頁。
- 7) 同。
- 8) 同。
- 9) 大日本体育会「国民体育総合団体基本要綱」(『体育日本』第20巻第4号, 94頁)。
- 10) 大日本体育会「大日本体育会部会規程」(1942年7月1日)(『体育日本』第20巻第8号, 74頁)。
- 11) 大日本体育会「体協の動き 第7回理事会」(『体育日本』第20巻第2号, 89頁—90頁)。
- 12) 大日本体育会「大日本体育会事務局規程」(『体育日本』第20巻第10号, 109頁—110頁)。
- 13) 大日本体育会「大日本体育会専門委員会規程」(『体育日本』第20巻第10号, 111頁)。
- 14) 大日本体育会「財団法人 大日本体育会支部規程」(『体育日本』第20巻第8号, 75頁—77頁)。
- 15) 大日本体育会「財団法人 大日本体育会何道府県支部規則例」(『体育日本』第20巻第8号, 77頁—79頁)。
- 16) 大日本体育会「道府県支部設置に関する注意事項」(『体育日本』第20巻第8号, 79頁—81頁)。
- 17) 吉田清「支部組織を完成させよ—支部組織についての地域別会議—」(『体育日本』第21巻第3号, 9頁—15頁)。
- 18) ここでは以下のような「〇〇道府県支部結成式次第」を参考にしよう指示された。1) 開式の辞→2) 宮城搖拝→3) 君ヶ代奉唱→4) 黙禱→5) 米国及び英国に対する宣戦の詔書奉読→6) 経過報告→7) 支部長式辞→8) 大日本体育会副会長告示→9) 祝辞→10) 万歳奉唱。
- 19) 大日本体育会「大日本体育会支部結成一覧」(『体育日本』第21巻第10号, 84頁)。
- 20) 大日本体育会「昭和17年度事業並経過報告」(『体育日本』第21巻4号, 92頁—94頁)。
- 21) 大日本体育会「昭和18年度事業方針」(『体育日本』第21巻第4号, 92頁)。
- 22) 大日本体育会「昭和19年度事業綱領」(『体育日本』第22巻第4号, 4頁)。
- 23) 東京朝日新聞 (1942年7月28日付)。